

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	アルフレッサホールディングス株式会社	コード	2784
提出日	2024/5/31	異動（予定）日	2024/6/26
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし			
1	原 大	社外取締役	○													△			有
2	木下 学	社外取締役	○													△			有
3	竹内 淑恵	社外取締役	○															○	有
4	國政 貴美子	社外取締役	○															○	有
5	加藤 善孝	社外監査役	○															○	有
6	伊東 卓	社外監査役	○															○	有
7	木崎 博	社外監査役	○															○	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	当社の連結子会社は、原大氏が過去副議長を務めていた株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）と取引がございますが、互いに連結売上高の0.1%未満と軽微であり、当該取引先が当社グループ会社の経営に關与している事実はありません。	原大氏は、金融機関および総合商社で要職を歴任する等、経営に関する豊富な経験と実績を有しております。候補者の豊富な経験や知見を当社取締役会に活かす事により、取締役会の意思決定機能や監督機能の实效性強化が引き続き期待できるものと考えます。また左欄記載のとおり、一般株主と利益相反の生じるおそれは無いと判断し、独立役員に指定いたしました。
2	当社の連結子会社は、木下学氏が過去副社長を務めていた日本電気株式会社と取引がございますが、互いに連結売上高0.1%未満と軽微であり、当該取引先が当社グループ会社の経営に關与している事実はありません。	木下学氏は、国内有数のIT総合ベンダー企業に長年、実務者および経営者として携わり豊富な経験と実績、高い見識を有しております。候補者の豊富な経験や知見を当社取締役会に活かす事により、取締役会の意思決定機能や監督機能の实效性強化が引き続き期待できるものと考えます。また左欄記載のとおり、一般株主と利益相反の生じるおそれは無いと判断し、独立役員に指定いたしました。
3	該当ありません。	竹内淑恵氏は、経営学部教授として高い見識と幅広い経験を有していることに加え、マーケティング分野に精通する学識経験者であります。候補者の豊富な経験や知見を当社取締役会に活かす事により、取締役会の意思決定機能や監督機能の实效性強化が引き続き期待できるものと考えます。また左欄記載の通り、属性情報も該当がなく、一般株主と利益相反の生じるおそれ無いため、独立役員に指定いたしました。
4	該当ありません。	國政貴美子氏は、介護分野を中心とした事業に長年、実務者および経営者として携わり、上場会社においてグループ会社CH0（人事責任者）を務める等豊富な経験と実績、高い見識を有しております。候補者の豊富な経験や知見を当社取締役会に活かす事により、取締役会の意思決定機能や監督機能の实效性強化が引き続き期待できるものと考えます。また左欄記載の通り、属性情報も該当がなく、一般株主と利益相反の生じるおそれ無いため、独立役員に指定いたしました。
5	該当ありません。	加藤善孝氏は、公認会計士として、財務・会計面で高い専門性を有しております。会計の専門家としての客観的・中立的な立場からのご意見を当社の監査体制に反映いただけるものと考えます。また左欄記載の通り、属性情報も該当がなく、一般株主と利益相反の生じるおそれ無いため、独立役員に指定いたしました。
6	該当ありません。	伊東卓氏は、弁護士として民法、刑法、労働法、知的財産法等の高い専門性と幅広い知見を有しております。また、弁護士会に要職を歴任する等豊富な経験を有しております。このため、専門的な知識と豊富な経験を基に、客観的かつ長期的観点からのご意見を、当社の監査体制に反映いただけるものと考えております。また左欄記載の通り、属性情報も該当がなく、一般株主と利益相反の生じるおそれ無いため、独立役員に指定いたしました。
7	該当ありません。	木崎博氏は、上場会社における常勤監査役としての経験および国内外において経営者ならびに実務者としての豊富な経験に加え、公認会計士資格者として、財務・会計面で高い専門性を有しております。候補者の豊富な経験と知見を基に、客観的・中立的なご意見を当社の監査体制に反映いただけるものと考えております。また左欄記載の通り、属性情報も該当がなく、一般株主と利益相反の生じるおそれ無いため、独立役員に指定いたしました。

4. 補足説明

<p>当社は、下記の通り「社外取締役等の独立性に関する基準」を定めており、上記7名はいずれもその基準を満たしております。</p> <p>【社外取締役等の独立性の基準】</p> <p>当社は独立性の高い社外取締役等を候補者に選任する。</p> <p>1. 社外取締役等は、当社グループから経済的に独立していなければならない。</p> <p>1)社外取締役等は、過去5年間に当社グループから一定額以上の報酬（当社からの取締役等報酬を除く）または業務、取引の対価等金銭その他の財産を直接受け取ってはいならない。</p> <p>・一定額以上とは、過去5年間のいずれかの会計年度における受取額1千円以上となるものをいう。</p> <p>2)社外取締役等は過去5年間に以下の企業等の取締役、役員等であってはならない。</p> <p>・当社グループおよび候補者の属する企業グループのいずれかにおいて、連結売上高の2%以上を占める重要な取引先</p> <p>・当社の監査法人等、当社グループと実質的な利害関係を有する企業等</p> <p>・当社の大株主（発行済株式総数の10%以上の保有）である企業等</p> <p>・当社グループが大株主（発行済株式総数の10%以上保有）となっている企業等</p> <p>2. 社外取締役等は、当社グループの取締役、監査役の近親者であってはならない。</p> <p>・近親者とは、配偶者、3親等までの血族および同居の親族をいう。</p> <p>3. その他、社外取締役等は、独立性、中立性のある役員として不適格と合理的に認められる事情を有してはならない。</p> <p>4. 社外取締役等は、本基準に定める独立性、中立性の要件を役員就任後も継続して確保するものとする。</p>

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることに留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。